

第六十号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定管理者が管理する駐車場の付帯設備の利用料金及びその利用に関する手続等については、規則の定めるところによる。

第十一条中「駐車場」の下に「（駐車場の付帯設備を含む。次条第一号において同じ。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 江戸川区自転車駐車場の付帯設備の利用の手続その他利用のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

江戸川区自転車駐車場の付帯設備について、指定管理者による管理が行えるようにするため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。